

求められるのは「さりげない配慮」

障害者への理解に課題

東京パラまで3年

パラリンピックは障害者スポーツの振興にとどまらず、障害者に対する人々の意識を変える契機になると期待される。政府は3年後に開幕する2020年の東京大会を共生社会の実現に向けた絶好の機会と位置付けるが、現状は「接し方が分からない人が多い」との指摘も。障害者への理解をいかに深め、定着させられるかが課題だ。(一面に関係記事)

■無関心

「日本では無関心か過剰が多い。求められるのはその中間、さりげない配慮です」。大阪市の金融会社で8月上旬、コンサルティンク会社「ミライロ」(大阪市)の岸田ひろ美さん(48)が強調した。

39歳の時に大動脈解離で下半身まひとなり、車いす生活を送る岸田さんは、企業研修などで年200回近く講演し「ユニバーサルマナー」を広めようとしている。

法(マナー)として、創業者が東京大会組織委員会のアドバイザーを務めるミライロが考案した。同社が12年の内閣府調査を分析したところ、機会があったのに障害者の支援をしなかった人の理由は「接し方や方法が分からない」が6割近い。「おせっかいになるような気がした」も2割弱で、結果的に「無関心」となっている状況が浮かぶ。

一方、岸田さんも自力で移動できるのに、職員に車いすを押されて困惑した経験がある。当事者の望むことを確認しないままだと押し付け、過剰な支援になる。

「『お手伝いできることはありますか』と声を掛け、一歩踏み出すことが必要です」。支援が不要だと言われた場合は、そっと見守ることも大事だという。

■漫透

政府は今年2月、20年までに取り組むべき施策の行動計画をまとめた。交通機関や宿泊施設などを整備する「街づくり分野」と並び、学校教育などを通じ、思いやりの心を持ってもらう「心のバリアフリー」が柱だ。

16年4月には障害者差別解消法が施行。国や自治体に負担が重すぎない範囲で障害者向けの設備を整えた

東洋英和女学院大の石渡和美教授(障害者福祉論)は「段差がない飲食店でも車いすでの入店が拒否される事例があるなど、法律の考えは浸透していない」と語る。

■好機

米国では障害者差別を禁じる法律が1990年に制定され、98年にアトランタパラリンピックが開催。法律と大会の相乗効果が生まれ、職場での合理的配慮により障害者雇用やバリアフリー化が大きく進んだという。

石渡教授は「日本も好機を迎えるが、盛り上がりを一過性で終わらせてはいけない。社会意識を変え、法律を根付かせるためには、行政などによる積極的な啓発が大きな意味を持つ」と指摘する。